

公的個人認証サービス都道府県
協議会幹事会 協議事項

平成15年6月30日

総務省 自治行政局 自治政策課

1. 電子証明書の発行制限

- 15歳未満の者及び成年被後見人に対し、電子証明書は発行しない。

(参考)

○住民基本台帳事務処理要領(案)

第5 住民基本台帳カード

2 住民基本台帳カードの交付等

(1)住民基本台帳カードの交付

ウ 交付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ(令第30条の15第1項、規則第37条第1項)、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。(略)

○印鑑登録証明事務処理要項

第2 印鑑の登録に関する事項

1(2) (1)に定めるところにかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができないものとする。

ア 15歳未満の者

イ 成年被後見人

2. 代理申請の取扱

- 代理申請については、代理人は以下の書類を提示又は提出すること。
 - －申請者本人の記名及び押印のある委任状
 - －押印した印鑑に係る印鑑登録証明書
 - －代理人自身の顔写真付きの証明書（住民基本台帳カード、旅券、運転免許証など）又は当該市町村長が適当と認める方法

3. モニタが行う実験項目・実験用データ

○ 実験項目

- 電子証明書の発行申請、代理申請
- 電子証明書の失効、更新
- 電子申告等の模擬申請
- 行政文書の受領、官職証明書の有効性の確認
- オンライン失効申請

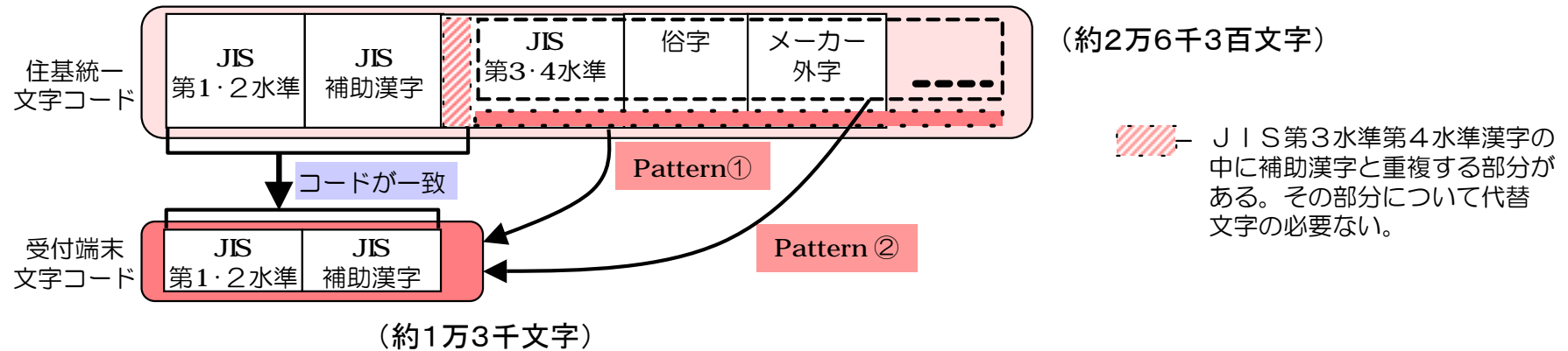
○ 実験用データ

- 異動等失効情報はダミーデータを利用。
- 電子証明書発行時には、モニタ本人の同意の下、当該モニタのデータを利用。

4. 代替文字の取扱

置き換えルールを確定し、受付端末アプリの仕様に取り込む必要がある。
(受付端末で扱う情報の中で置き換え対象となるのは、基本4情報の中の 氏名 および 住所)

代替文字の置き換えルール



Pattern ① 住所に限定して使用される文字の置き換え

現在使用されている市町村名・町名・字名で、JIS(1・2・補助漢字)に無い文字は、300文字程度。それらの文字については、受付端末で転換テーブルを持ち自動的に変換することが可能。

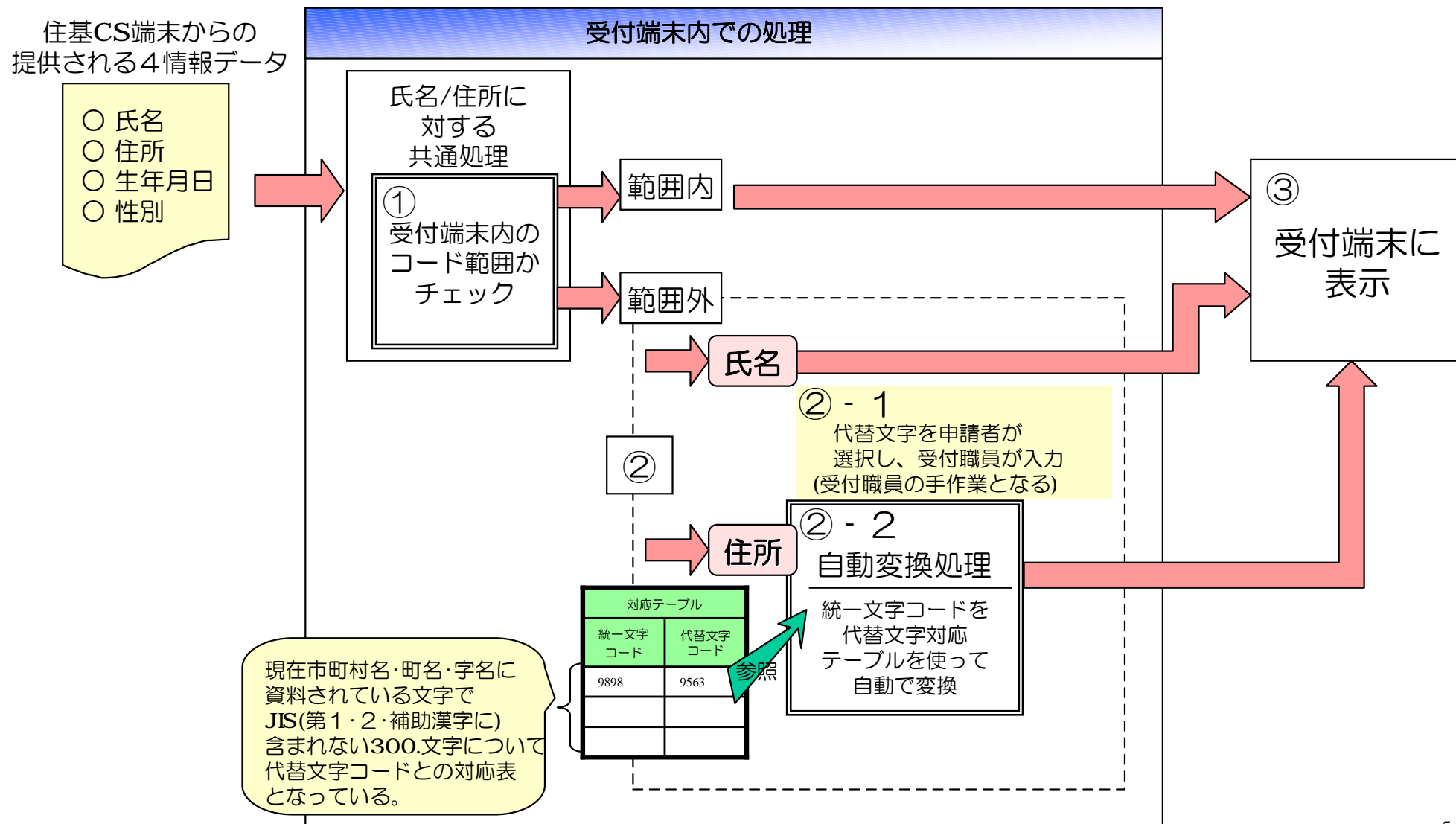
ただし、住基システムには住所が方書きまで記録されております。その方書きの部分で、上記の300文字程度にあてはまらないものについては、申請者に選択していただく運用となる。

Pattern ② 氏名に使われる文字の置き換え

氏名には、住基統一文字および戸籍で使用可能な文字が使われている。これらの文字は約6万字以上と非常に多く、また氏名に使える文字置き換える際に申請者が選択できるようにする必要がある。それらの文字については、代替文字の冊子を作成することで対応を可能とする。

○ 受付端末での代替文字置き換え処理の流れ

住基CS端末から受取った基本4情報では、住所と氏名が代替文字の対象となる。
それらを、受付端末で使える文字に置き換える処理の流れについては以下のとおり。



○ 氏名の代替文字置換に利用する『代替文字確認ガイド』

(冊子)

該当文字の文字コードがインデックスの範囲にあることを確認。
さらにそのページ内にある代替文字コードを探す。

代替文字確認ガイド

公物個人記録サービス 受付端末アプリケーション/Ver.1.0
東京都千代田区 PX981029 基本 4 情報確認画面 2008/06/21 15:53 K0001

メニュー > 基本 4 情報確認 > (鍵へA生成) > 電子証明書発行 > 発行結果確認 > 終了

氏名代替文字入力ダイアログ L1006

申請者の誤りがある可能性があります。申請書において申請者が指定した代替文字を日本語入力してください。うまく入力できない場合には、代替文字確認ガイドで文字コードを確認して文字コード指定入力を行ってください。

申請者 氏 ●田 太郎

5409

1文字目の[44716]の代替文字を入力してください。

日本語入力 吉 入力 やり直し

文字コード指定入力 戻る 終了

代替文字入力(氏名) 代替文字入力(住所) 次へ メニューに戻る

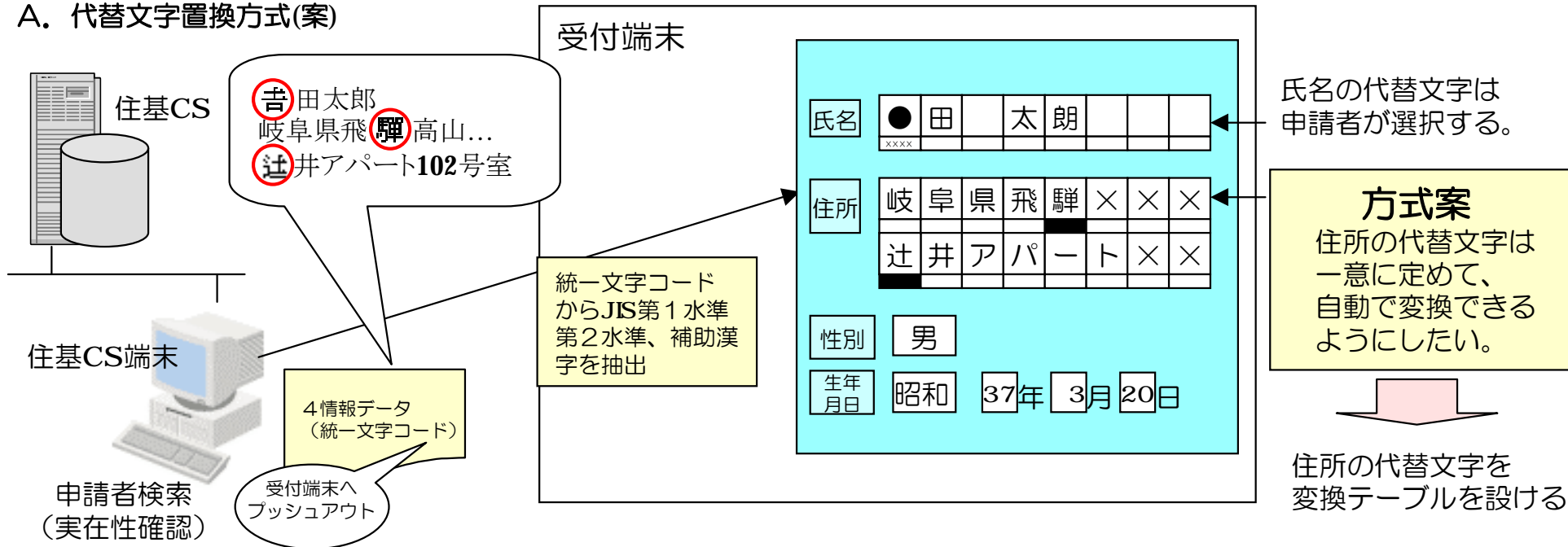
39433~48398

外字	代替文字の候補			
高 39433	高 9AD8 第1			
吉 44716	吉 5409 第1			
及 44699	及 53CA 第1			
稗 46914	稗 7A17 第1			
穴 46954	穴 7A74 第1			
辻 48175	辻 8FB8 第1	辻 8FB7 第2	辻 8FB6 補助	
遙 48361	遙 9065 第1	遙 9059 第2		
邊 48398	邊 8FBA 第1	邊 9089 第2	邊 908A 第2	

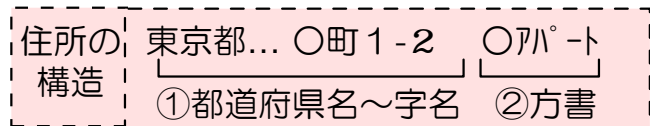
○ 受付端末における住所の代替文字置換方法

受付端末における住所の代替文字の置き換えについて、方式（案）と課題を以下に示す。

A. 代替文字置換方式(案)

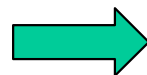


B. 住所代替文字の変換テーブル作成にあたっての課題



まず最初に、住所で使われている文字の内、代替する必要があるものがいくつあるのかを洗い出す必要がある。

①県名～字名 300文字程度(注)



300文字程度の対応表を作成し自動で変換することが可能。

②方書き アパート名等、個人が決められている名前があるため、数は特定できない。



自動変換対象の約300文字と同じ物は自動変換し、残りは申請者が選択していただく運用となる。

(注)ただし300文字中、統一文字コード範囲外の文字（イメージデータ）については、文字コードがないため自動変換は出来ない。また、対象となる文字は地名変更等で増減するため、対応表はそれに合わせてメンテナンスしていく必要がある。

5. 住基CS端末と窓口端末の接続方法

- 住基統一文字コードに記載された基本4情報を住基CS端末から受付端末に提供する方法としては、住基等のセキュリティを確保するため、「フロッピーディスクによる提供」を基本とする。

なお、フロッピーディスクに記録される基本4情報の安全を確保するため、住基CS端末、受付端末には次の機能を設け、フロッピーディスクに記録される情報を最低限（1名のみ）にとどめるとともに、確実に消去することとする。

（住基CS端末）

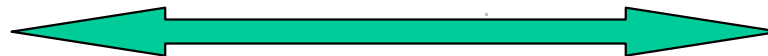
フロッピーディスクに既に誰かの基本4情報のファイルが記録されている場合には、さらに基本4情報のファイルを記録することはできないこととする。（一枚のフロッピーディスクに、複数の基本4情報のファイルを記録することはできない。）

（受付端末）

フロッピーディスクから受付端末に基本4情報を読み取る際に、フロッピーディスク上のファイルを自動で完全に消去する機能を装備する。

- なお、フロッピーディスクによる提供を基本とするが、各市町村のセキュリティポリシーによっては、次の提供方法も可能としている。

	連携方法	必要なHW	伝送媒体	考慮点
1	庁内LAN	—	—	・IP的に接続されるためセキュリティポリシー上確認が必要
2	クロスケーブル	ネットワークインタフェースボード	UTPケーブル	・IP的に接続されるためセキュリティポリシー上確認が必要 ・ネットワークインタフェースボードの追加が必要な場合あり



6. 市町村受付端末における職員認証方法

(1) 住基CS端末

公的個人認証の電子証明書の発行処理を行うためには、住基CS端末の操作が必要であり、住基ネットワークシステムの操作者識別カードによる認証が必要。

(2) 受付端末

ID・パスワードにより、操作者の認証を行う。

7. 市町村受付窓口に係る機器調達・仕様

○ 助成措置（財団法人地方自治情報センター）

下記項目すべてセットで調達した場合に限り、
1団体につき630,000円を上限に助成。

- (1) 鍵ペア生成装置
- (2) 窓口端末用PC
- (3) 窓口端末プリンタ
- (4) ICカードR/W
- (5) (1)から(4)の機器に係るソフトウェア
- (6) (1)から(5)の機器・ソフトウェアの搬入、据付け、セットアップ

○ 助成金の交付対象

市区町村又は調達協議会

①市町村受付端末

【ハードウェア】

■メモリ

256MB以上の容量を搭載していること

■ハードディスク

5GB以上の容量を搭載していること

■CPU

インテル Pentium III プロセッサ500MHzまたは同等以上の性能を有するCPUを1基以上備えていること

■ディスプレイ

表示解像度1024×768ドットに対応している

■ネットワークインターフェース

10Base-T/100Base-TX自動切換に対応したものを1ポート以上備えていること

■ICカードリーダーライタ用インターフェース

利用者用ICカードリーダーライタを接続するためのインターフェースを備えていること

■プリンタ用インターフェース

市町村受付端末用プリンタをローカル接続するためのインターフェースを備えていること

■CD-ROMドライブ

最大12倍速以上に対応したものを1基以上備えていること

■FDドライブ

3.5インチ(1.44MB)に対応したものを1基以上備えていること

■入力装置

109A配列準拠キーボードを備えること

2ボタンマウスを備えること

■電源

AC100V(50/60Hz)に対応していること

【ソフトウェア】

■市町村受付端末用アプリケーション

公的個人認証サービス都道府県協議会より提供される、市町村受付端末用アプリケーションが予めインストールされていること

■ICカードリーダーライタドライバ

「市町村受付端末用ICカードリーダーライタ」（②参照）に対応したドライバソフトウェアが予めインストールされていること

■プリンタドライバ

「市町村受付端末用プリンタ」（③参照）に対応したドライバソフトウェアが予めインストールされていること

■オペレーティングシステム

Microsoft Windows 2000 Professional (Service Pack 3 適用済み版)があらかじめインストールされていること

■ブラウザ

Microsoft Internet Explorer 5.5 Service Pack 2以上が予めインストールされていること

②市町村受付端末用ICカードリーダーライター

■適合カード

- ・『財団法人 地方自治情報センター公的個人認証サービスカードアプリケーション外部インターフェース仕様書<1.0版>平成15年2月17日』の1.1.4.1「カード」に規定するカードが動作すること
- ・財団法人地方自治情報センター「公的個人認証サービス対応カードAPの開発・実証」における動作確認を終了したICカードで動作すること

■形状

卓上据え置き型とすること

■カードの挿入／排出

自動挿入／自動排出の機能を備えること

■インターフェース

市町村受付端末と接続するためのインターフェースを備えること

また、接続に必要なケーブルを添付すること

■電源

AC100V(50/60Hz)に対応していること

■ドライバソフトウェア

市町村受付端末のオペレーティングシステムに対応したドライバソフトウェアが提供されること

■その他

- ・住民基本台帳用ICカードリーダーライターの動作確認を終了していること
- ・『財団法人 ニューメディア開発協会 IT装備都市研究事業リーダーライター共通インターフェース仕様書第1.1版』に従ってアプリケーションから、リーダーライターを制御し、適合カードの操作が行えること
- また、制御のために必要なドライバソフトウェアが提供されること

③市町村受付端末用プリンタ

- 種別

- モノクロレーザープリンタであること

- 用紙サイズ

- A4サイズに対応していること

- プリント解像度

- 600dpi × 600dpi 以上をサポートすること

- インターフェース

- 市町村受付端末とローカル接続するためのインターフェースを備えること
また、接続に必要なケーブルを添付すること

- 給紙量

- 50枚以上に対応していること

- 電源

- AC100V(50/60Hz)に対応していること

- ドライバソフトウェア

- 市町村受付端末のオペレーティングシステムに対応したドライバソフトウェアが提供されること

④鍵ペア生成装置

財団法人ソフトピアジャパンの動作確認完了を受けて、都道府県協議会が推奨する機器の仕様による。
(7月下旬)

8. LGWAN臨時回線の整備

○ LGWANへの早期加入

今年度なるべく早期に公的個人認証サービスの本格運用が可能となるよう、市区町村のLGWANへの早期加入について各都道府県は、管内市町村に働きかけを行う。

○ 未整備団体への実用試験用臨時回線の提供

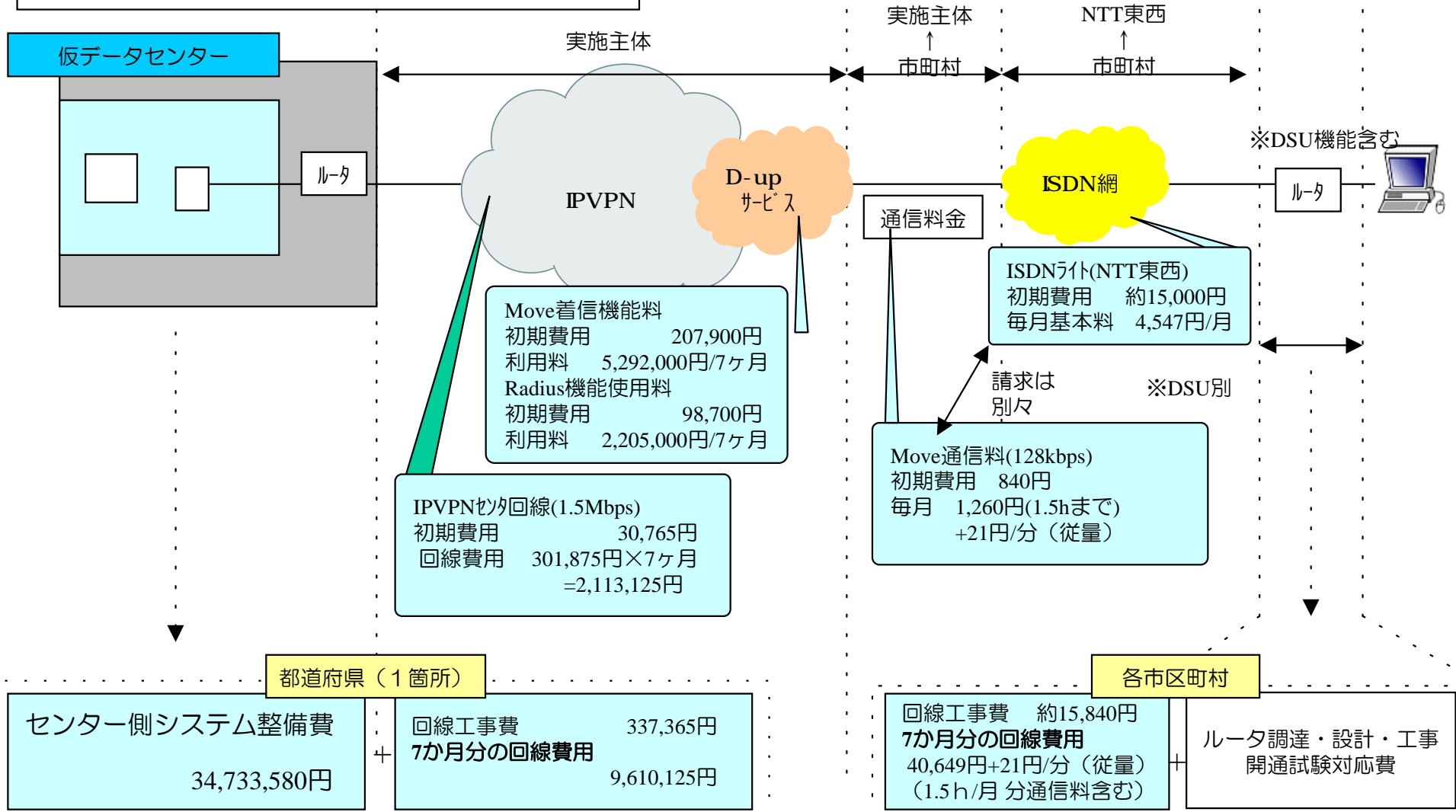
全国実用実験までにLGWANに接続できない団体に対しは、臨時回線による接続方式を提供する。その方式、費用については別添のとおり。

LGWAN臨時回線の形態と費用

<前提>
 利用期間 9月～3月(7ヶ月)
 工事・回線の取り纏めは県が行うこととした場合。

(金額は税込み)

※市町村個別調達の調達形態にする場合、各県毎で各縣市町村からの工事問合せ・対応窓口を用意。



9. 市町村窓口における本人確認事務等の財源措置

- 平成14年度から、公的個人認証サービス制度の構築に要する経費について、普通交付税措置（市町村及び都道府県）。
- 平成16年度からは通常の運用ベースで地方財政措置。
 - － 本人確認事務
 - － 認証業務開示請求受付業務 等

10. 指定認証機関の指定・委任（委任の方法・内容・プロセス）

○ 委任方法

各都道府県が個別に委任する。（雛型は別途提示予定）

○ 委任事務の内容

1. 法定事務

別添「公的電子認証法における各機関の業務内容等について」参照

2. 公的個人認証サービスにかかる共通基盤研究開発業務

○公的個人認証サービスに適した暗号方式の検討

○関連アプリケーションの安全性確認テスト環境の整備

○共通基盤に係る調査研究

- ・電子証明書の安全な活用方策に係わる調査研究
- ・格納媒体のあり方に係る調査研究
- ・電子文書の長期保存に係る調査研究
- ・住民基本台帳ネットワークシステムとの連携方法の高度化・機能強化の検討

○委任までのプロセス

- ・一の法人に47都道府県が共同で委任。
- ・次のような観点から委任法人を選定。
 - ①公益的業務としての、法定委任業務の適性かつ確実な実施が見込めるものであるか。
 - ②財政的・技術的な基盤は良好か。

公的電子認証法における各機関の業務内容等について

市町村長	都道府県知事	指定認証機関	総務大臣
<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書発行の申請者の本人確認（利用者確認、第3条第3項） 本人確認をした申請者に係る申請書の内容及び利用者署名検証符号の都道府県知事への通知（第3条第5項） 電子証明書の申請者への提供（第3条第7項） 電子証明書の失効申請者の本人確認（第9条第2項→第3条第3項を準用） 本人確認をした失効申請者に係る申請書の内容の通知（第9条第2項→第3条第5項を準用） 利用者署名符号の漏えい等があった場合の届出における届出者の本人確認（第10条第2項→第3条第3項を準用） 本人確認をした届出者に係る届出書の内容の通知（第10条第2項→第3条第5項を準用） 運用規程作成の際の都道府県知事への意見提出（第57条第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の発行及び市町村長への通知（第3条第6項） 発行記録の記録及び保存（第8条） 失効申請等情報の記録及び保存（第11条） 異動等失効情報の記録及び保存（第12条） 記録誤り等に係る情報の記録及び保存（第13条） 発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録及び保存（第14条） 記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対する通知（第15条第2項） 発行者署名符号の漏えい等により電子証明書が失効した旨の公表（第15条第3項） 失効情報ファイルの作成及び保存（第16条） 署名検証者との取決めの締結（第17条第4項） 署名検証者に対する失効情報の提供（第18条第1項） 署名検証者に対する失効情報ファイルの提供（第18条第2項） 失効情報等の提供の停止（第18条第3項） 失効情報等の提供の状況についての報告書の作成、公表（第18条第4項） 利用者に対する認証業務情報の開示（第29条第2項） 認証業務情報の訂正等及び開示を受けた者への通知（第31条第1項、第2項） 異動等失効情報の指定認証機関への通知（委任都道府県知事のみ、第35条） 指定認証機関に対する指示（委任都道府県知事のみ、第46条第2項） 指定認証機関に対する報告徴収及び立入検査（委任都道府県知事のみ、第47条第2項） 行政機関等を除く署名検証者に対する報告徴収（第56条第2項） 運用規程の作成、公表（第57条第2項） 	<p><第34条第1項各号関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子証明書の発行申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び市町村長への通知に係る電子計算機処理等（第1号） 発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存（第2号） 電子証明書の失効申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及びオンラインで送信される失効申請の受理に係る電子計算機処理等（第3号） 電子証明書の失効届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等（第4号） 失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存（第5号） 記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対する通知及び発行者署名符号の漏えい等により電子証明書が失効した旨の公表（第6号） 失効情報ファイルの作成、保存（第7号） 署名検証者に対する失効情報等の提供に係る電子計算機処理等（第8号） 失効情報等の提供の停止に係る電子計算機処理等（第9号） 失効情報等の提供の状況についての報告書の作成、公表（第10号） <p><第53条→第29～31条準用関係></p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者に対する認証業務情報の開示（第53条→第29条第2項） 認証業務情報の訂正等及び開示を受けた者への通知（第53条→第31条第1項、第2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定認証業務を行う者であって政令で定める基準に適合するものの認定（第17条第1項） 第17条第1項の認定の取消し（第17条第3項） 指定認証機関の指定（第34条第1項） 指定認証機関に対する各種の権限役員解任権（第40条第2項）、監督命令（第46条第1項）、報告徴収・立入検査（第47条第1項）、指定の取消し（第49条）等 都道府県及び市町村並びに利用者に対する情報提供、助言その他の援助（第55条） 第17条第1項の認定を受けた者に対する報告徴収（第56条第1項） 技術的基準の策定（第58条）

11. 都道府県センター施設のランニングコスト(想定)

①年間費用の比較

単位：億円（税込み）

	実用試験ベース (A)	運用安定化 機能追加 (B)	信頼性高度化 機能追加 (C)
年間費用	12.57 (11.11)	13.40 (11.94)	15.70 (14.25)

（物品賃借料、保守費、運用要員費、データセンター費、回線費等、含む（小数点第3位四捨五入））

（注）（ ）内数字の説明

総務省資産物品の無償貸付を受けることにより、運用開始後5年間程度控除しうる物品賃借料を除いたとした場合に必要な年間費用

②A、B、Cの定義

- ・ A：全国実用試験ベース（既調達部分）

全国実用試験を実施するにあたって、機能確認するために必要な構成

- ・ B：A＋運用安定化機能追加

実運用時に必要となる運用ツール類の機能を追加した構成

- ・ C：B＋信頼性高度化機能追加

実運用時に、高信頼性を実現するために、サーバを冗長化した構成

③ A、B、Cの比較

	性能	運用性	信頼性	
			データ保護	サーバ冗長化
A	△	△	△	△
	電子証明書の発行性能の確保に重点をおいた構成	ネットワーク管理、セキュリティ管理については、下記サーバを導入することにより、当該範囲の運用管理が系統的に対処が可能 ・ネットワーク管理サーバ ・セキュリティ管理サーバ	・OS、プログラム（共有ディスクを使用しないサーバはデータ含む）を保護するための機能を導入（リフトRAID1） 対象：全サーバ ・データを保護するための機能を導入（共有ディスクによるRAID5） 対象：認証局サーバ、認証局受付サーバ、リフトサーバ（マスク）	性能面により、複数台を導入（結果的に冗長化） 対象：官職証明書検証サーバ、情報提供サーバ（インターネット向け）
B	△	○	○	△
	Aと同等です。	Aに、下記の運用サーバが追加され、警報管理、バックアップ処理、失効リスト作成、バックアップ処理が系統的に対処が可能。 ・統合管理/ジョブ管理サーバ ・バックアップ管理サーバ	Aに、さらに安全なデータ保護機能を追加。（共有ディスクでのRAID1（ミラーリング））、テープライブラリ装置を追加 共有ディスクのRAID1により、サービス停止なしに、テープライブラリへのバックアップが可能 対象：認証局サーバ、認証局受付サーバ、リフトサーバ（マスク）	Aと同等
C	○	○	○	○
	相当程度の利用者の累積を想定し、検証機能を強化 ・リフト（LAWAN向け、インターネット向け） ・OCSPレスポンス（LAWAN向け、インターネット向け）	Bと同等	Bと同等	冗長化の範囲を下記に拡大 対象：認証局サーバ、認証局受付サーバ、住基連携サーバ、リフトサーバ、OCSPレスポンス、官職証明書検証サーバ、オンライン窓口サーバ、情報提供サーバ、バックアップ管理サーバ

④ A、B、Cのサーバ等台数

サーバ等名		使用機器	サーバ等台数		
			A	B	C
認証局サーバ		SUN Fire280R	現用×3台	現用×3台	現用×3台、予備×3台
認証局受付サーバ		SUN Fire280R	現用×3台	現用×3台	現用×3台、予備×3台
基連携サーバ	連携	NX7000	現用×1台	現用×1台	現用×1台、予備×1台
	暗号	E X5800	現用×1台	現用×1台	現用×1台、予備×1台
リポジトリサーバ	マスター	SUN Fire280R	現用×1台	現用×1台	現用×1台、予備×1台
	LGWAN向け	SUN FireV120	現用×1台	現用×1台	現用×2台
	インターネット向け	SUN FireV120	現用×2台	現用×2台	現用×4台
OCSPレスポнда	LGWAN向け	SUN Fire280R	現用×1台	現用×1台	現用×2台
	インターネット向け	SUN Fire280R	現用×1台	現用×1台	現用×2台
官職証明書検証サーバ		SUN Fire280R	現用×3台	現用×3台	現用×3台
オンライン窓口サーバ		SUN Fire280R	現用×1台	現用×1台	現用×2台
オンライン窓口DBサーバ		SUN Fire280R	現用×1台	現用×1台	現用×1台、予備×1台
情報提供サーバ	LGWAN向け	SUN FireV120	現用×1台	現用×1台	現用×2台
	インターネット向け	SUN FireV120	現用×2台	現用×2台	現用×2台
統合管理サーバ/ジョブ管理サーバ		SUN Fire280R	—	現用×1台	現用×1台
バックアップ管理サーバ		SUN Fire280R	—	現用×3台	現用×3台
ネットワーク管理サーバ	LGWAN向け	SUN Fire280R	現用×1台*1	現用×1台*1	現用×1台*1
	インターネット向け	SUN Fire280R	現用×1台*1	現用×1台*1	現用×1台*1
セキュリティ管理サーバ		SUN Fire280R	現用×1台*1	現用×1台*1	現用×1台*1
共有ディスク		SAN RISE	1式 (RAID5)	1式 (RAID5+RAID1)	1式 (RAID5+RAID1)
LTOライブラリ		—	—	1台	1台
耐火金庫		—	—	3台	3台

*1：ハードウェアは、補正案件で使用したハードを使用する前提

12. 指定認証機関への交付金

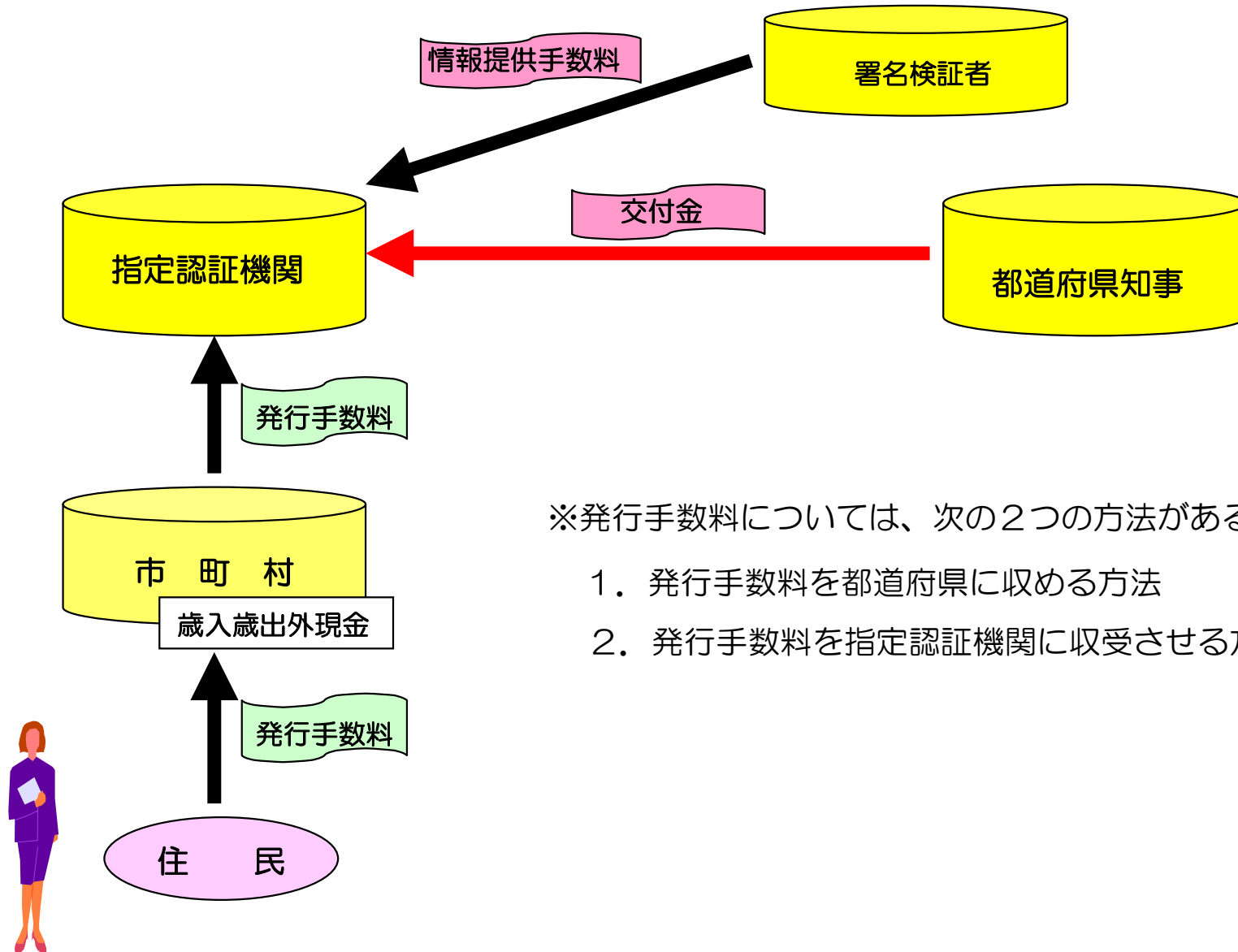
○ 各都道府県の負担割合の考え方

- ・平成15、16年度
人口割等による負担方法。
- ・平成17年度以降
利用実績等による負担方法。

(留意点)

- ①平成15年度中の運用には、制度創設時の実証・試験的色彩が濃いものであること。
- ②平成16年度分については、各都道府県の予算編成時期には発行実績がないため論理的に最も合理的な方法を取る必要があること。
- ③平成17年度分以降においては発行実績をどのように加味していくのか検討が必要であること。

13. 電子証明書発行手数料及び交付金等の流れ



※発行手数料については、次の2つの方法がある。

1. 発行手数料を都道府県に収める方法
2. 発行手数料を指定認証機関に収受させる方法

1. 発行手数料を都道府県に収める方法

- 手数料金額を各都道府県の条例で明示的かつ固定的に決定する。
- 指定認証機関は各都道府県から一定の交付金を受けて、定型的に受託業務を処理する法人となる。

⇒発行手数料を住民への実費弁償的なものとして固定的に捉えるもの。

2. 発行手数料を指定認証機関に収受させる方法

- 手数料の金額は、発行枚数・運営コスト等の状況に応じ、都道府県知事の承認のうえ、効果的に変更が可能。
- 指定認証機関は収入と支出との関係を明確に把握することが可能となり、効果的な対応を行うことが可能となる。

⇒住民の利便性と事業総コストの回収との両立を図る手段として発行手数料を捉えるもの。

14. 条例

●●県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（案）

平成15年〇月△日

●●県条例第■号

●●県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を次のように公布する。

●●県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成15年法律第153号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用者に対する発行手数料）

第2条 法第34条第6項の規定による発行手数料（以下「発行手数料」という。）の額は、同条第1項に規定する者（以下「指定認証機関」という。）が行う法第3条第6項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等（以下単に「電子証明書の発行に係る電子計算機処理等」という。）に要する費用を基礎として、指定認証機関が定める。

2 指定認証機関は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用の増減を勘案し、必要があると認めるときは、発行手数料の額の改定を行うものとする。

3 前二項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

（署名検証者に対する情報提供手数料）

第3条 法第34条第6項の規定による情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる額を基礎として、指定認証機関が定める。

一 法第18条第1項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

二 法第18条第2項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

2 指定認証機関は次の各号に掲げるものの増減を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

一 保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

二 保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

3 前二項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

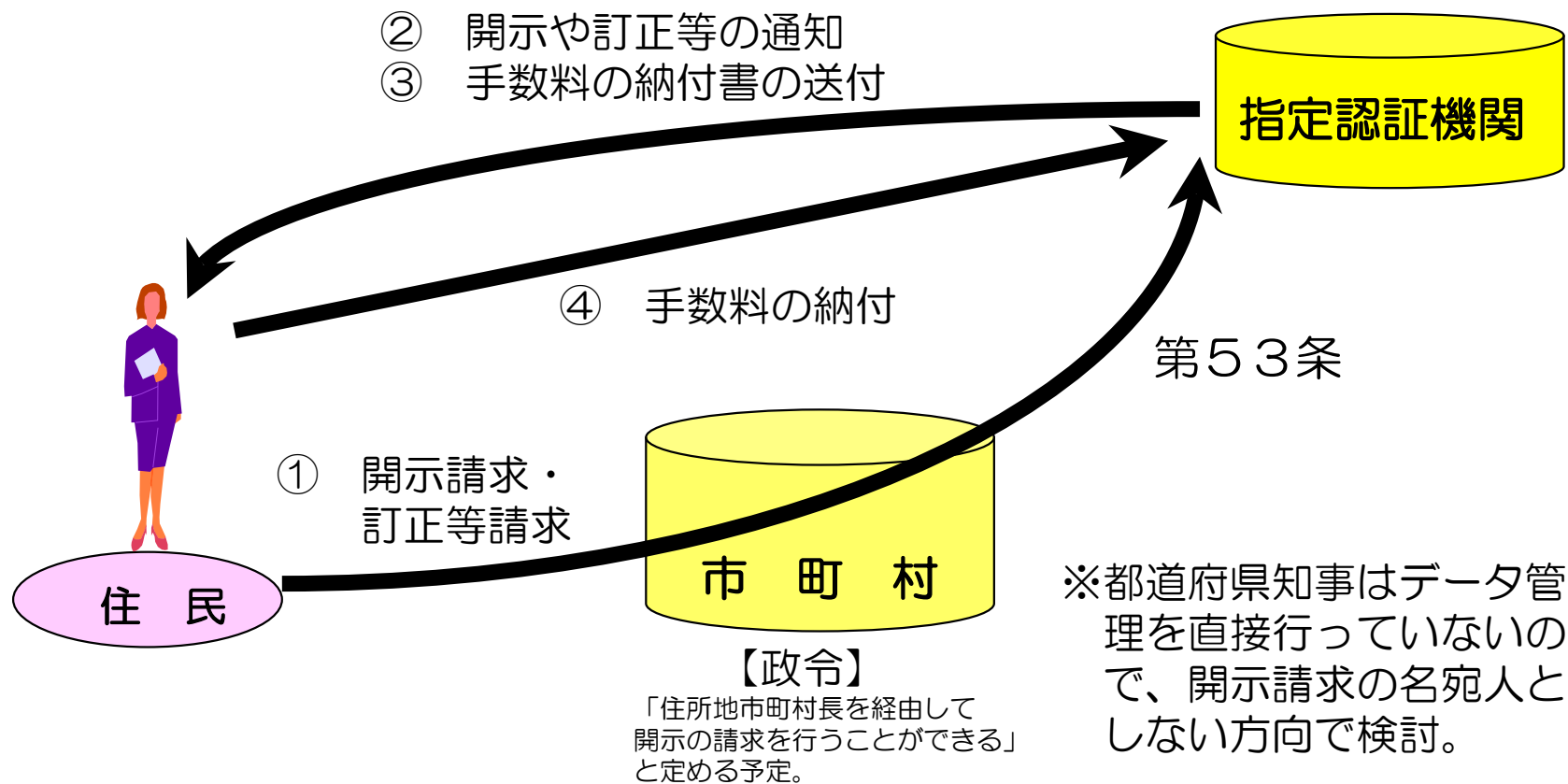
(●●県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 ●●県事務処理の特例に関する条例(昭和◎◎年●●県条例第◇号)の一部を次のように改正する。
別表の～～の項の次に次のように加える。

● 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成15年法律第153号以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、同法第3条第6項の規定に基づく電子証明書の発行に係る手数料の徴収に係る事務	各市町村
---	------

※手数料の徴収事務を市区町村に委任した場合、一定の事務処理費用として交付金を支払う必要がある。

15. 認証業務開示請求(法第29条～法第31条関係)



【手数料】

指定認証機関が総務大臣の許可を受けて定める額の手数料を徴収する。
開示の通知と同時に手数料の納付書を送付することにより徴収する。

16. 運用関係その他

○ CP／CPSの策定（下記項目含む）

- ・ センターファシリティの設置基準
- ・ 鍵ペア生成装置の設置・運用
（設置基準の策定／保守用パスワードの管理方法／保守事業者の選定及び委託内容／廃棄時における注意事項等）
- ・ 鍵ペア生成装置・受付端末用電子証明書の発行主体
- ・ 鍵ペア生成装置認証鍵、秘密鍵暗号・復号鍵の更新頻度

○ 公的個人認証カードAP仕様の策定主体

- ・ 平成14年度総務省事業として財団法人地方自治情報センターが本APの実証実験を受託実施し、仕様書1.0版を策定。
- ・ 上記に基づき、鍵ペア生成装置製造事業者の公募を行い、動作確認をソフトピアジャパンにて実施中。その結果を踏まえて、都道府県協議会名にて策定する。

○ 個人認証ブリッジ認証局の運営主体（案）

必要性

- ・ 公的個人認証サービスのオンライン申請等での利用のためには、認証パスを構築できるよう、GPKI、LGPKIとの相互認証が必要。
- ・ 個々の都道府県単位認証局が個別に相互認証を行うことでは、相互認証の数も膨大になり、認証パスの構築に時間がかかることから、GPKIやLGPKIの場合と同様にブリッジ認証局を設置し、相互認証の中継点とすることが必要。

運営主体

- ・ JPKIブリッジ認証局の運営主体としては、47都道府県単位認証局の相互認証の要であることから、公的個人認証サービス都道府県協議会が望ましい。
- ・ JPKIブリッジ認証局の実際の運用は、指定認証機関に委託することが可能。

○ A I D（I CカードA P識別子）登録・更新

PCのアプリケーション（受付端末、鍵ペア生成装置、クライアントA P）がマルチアプリケーションI Cカード内から公的個人認証のカードA Pを識別するための識別子。

- ・R I D発行機関である財団法人日本規格協会より都道府県協議会名にて6月2日に取得済み。
- ・費用 登録時21,000円/2年 更新時5,250円/2年

都道府県協議会にて登録・更新を行う。手続き等については、指定認証機関に委託することが可能。

○ O I D（オブジェクト識別子）登録・更新

公的個人認証サービスの証明書を利用するアプリケーション側が、公的個人認証サービスの証明書に格納されている住所等の4情報を識別できる識別子。

- ・O I D発行機関である財団法人日本情報処理開発協会より都道府県協議会名にて6月20日に取得済み。
- ・費用 登録時21,000円/2年 更新時5,250円/2年

都道府県協議会にて登録・更新を行う。手続き等については、指定認証機関に委託することが可能。

○ ドメインの登録・更新

- ・費用 登録時7,245円/1年 更新時10,500円/1年
- ・JPKIDメインは下記の用途に用いられる。
 - －電子証明書の有効性確認、官職証明書の署名検証
 - －情報提供サーバからのCP/CPSの公開やアプリケーションの配信、FAQ・マニュアルの提供等。これらインターネットを介してのやりとりを独自ドメインで行うことにより、対外的に認証局としての信頼性を得ることができる。

17. 広報(手段、方法／時期)

○手段、方法

国(総務省)

- ・電子自治体フォーラムの開催(全国47都道府県開催)
- ・国の広報媒体の活用
(総務省広報誌への掲載・HPの充実・政府TV広報の活用)
- ・リーフレット・ポスターの作成
- ・その他各種媒体の活用(全国紙への広報掲載等)

都道府県・市町村

- ・広報誌、HPによる広報
- ・総務省作成ポスター及びリーフレットの活用(データの配布)

○開始時期

6月～ 制度概要関係の広報

18. 公的個人認証サービスのスケジュール(案)

	7月	8月	9月	10月～
1 システム構築 ●プログラム開発 (・市区町村受付端末用アプリケーション ・利用者用クライアントソフト) ●都道府県仮データセンター (ソフト・サーバ・施設)				
2 市区町村受付窓口の整備 ●市区町村の受付窓口用機器の導入 ・設置 ●仮データセンターとの導通試験 (順次実施)			※9月議会	全団体導入 全団体完了
3 システムの統合テスト ●全国の市区町村窓口からの発行要求試験 (●関係省庁への失効情報提供試験 ●住民基本台帳ネットワークシステムからの 異動等失効情報提供試験(模擬データ) ●市区町村窓口での受付業務試験 ●オンライン申請試験)				